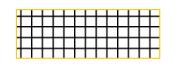
## 大阪府屋外広告物条例 大和川沿岸区域図

## (平成 23 年 4 月 1 日施行分)

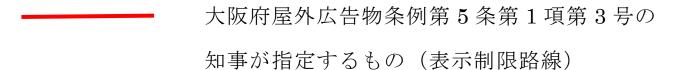
凡例



大阪府景観計画区域の大和川沿岸区域 (大阪府屋外広告物条例に規定する大和川沿岸区域 大阪府告示第 252 号 H23. 3.2 )



大阪府屋外広告物条例第 5 条第 1 項第 4 号の規則で 指定するもの(面型表示制限区域)



※ 本区域図は、大阪府景観計画区域図をもとに、大阪府屋外広告物条例に 規定する大和川沿岸区域の規制区域図を作成したものです。

大阪府屋外広告物条例第 5 条第 1 項第 4 号の規則で指定するもの(大和川沿岸区域のうち、表示制限路線から 500mを超える区域)については、住宅地図等により詳細な区域を確認して下さい。

